

【非常災害対策計画書】

多機能型事業所ウェルスマイル

「多機能型事業所 ウェルスマイル」防災計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、「多機能型事業所 ウェルスマイル」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

2 立地環境

本施設は風水害直接的な被害はなし(浸水 0.5メートル以内)。地震が発生した場合は指定の避難場所へ避難する。災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

3 災害時の避難場所

(1) 静岡県立掛川特別支援学校 掛川市杉谷南 1-1-30 電話 0537-29-6791

(2) 掛川市立上内田小学校 掛川市上内田 3325 電話 0537-22-5268

4 避難勧告や災害発生時において、本施設に対して市町から在宅の避難行動要支援者(障害児)の受入要請があった場合には、施設運営に著しい支障が生じない範囲において、避難行動要支援者を受け入れるものとする。

5 災害に関する情報入手方法、避難準備情報

発表された防災気象情報は、テレビやラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて情報を入手する。

6 避難方法

基本的にはバギー・車椅子の搬送とする。職員と利用者1対1を基本とする。

送迎車が利用可能な場合は、送迎車で対応する。

7 避難開始時期

避難準備情報は発令したら、避難行動要支援者(災害時要援護者)等で特に避難行動に時間を要するものは緊急避難場所へ避難を開始する。避難行動要支援者以外の者は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意、避難準備を開始する。避難勧告が発令されたら、避難行動要支援者以外の者が緊急避難場所へ避難行動を開始する。避難指示が発令されたら、避難中の者は確実な避難行動を直ちに完了する。未だ避難していない者は直ちに避難行動に移るとともに、生命を守る最低限の行動をとる。

第2章 平常時の対策

1 体制の整備

- (1) 役割分担：災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、避難誘導・安全対策班、物資班を定め、役割分担表を作成し、年に1回更新する。
- (2) 召集・連絡体制：災害時に従業員の召集が速やかに行えるよう、防災連絡体制一覧表及び緊急連絡網を作成し、年に1回更新する。また関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表を作成し、年に1回更新する。
- (3) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検 消防法に基づく消防計画について所轄の消防署へ届出を行う。また、消防法令に基づく消防用設備等(スプリンクラー等)の有資格者による定期点検を実施するとともに、防災物品(カーテン、寝具等)の整備を行う。

2 従業員の参集・召集基準

夜間及び休日時の災害の場合における従業員の参集・召集基準を作成し年に1回見直す。

3 災害時の避難の要否・避難方法に係る基準等

(1) 避難の基準

事業所の外へ避難する場合の判断基準を作成し、年に1回見直す。

- (2) 避難方法等 災害種別に応じた「避難場所」、「避難経路」、「避難方法(手段)」を定め、年に1回見直す。
- (3) 地域等との連携 避難をスムーズに行うため、地域やボランティア団体との応援協力体制を構築する。

- (3) 利用者情報等 避難時にすぐに持ち出すことができるように、利用者の氏名、年齢、家族の連絡先、介護内容等を記載した施設利用者一覧表、利用者カードを作成しておく。

また一覧表等は複数の場所に保管し、災害時、持ち出して避難するものとする。

4 防災設備等の確認等

(1) 情報の管理：利用者情報等の重要データは毎日バックアップし、災害からの損壊・損失を防ぐ。

(2) 水道、電気及びガス等の確保 水道、電気及びガス等の通常の使用量を把握し、災害時の代替手段を確保し7日分程度の備蓄を行う。

(3) 物品・設備等

ア 備蓄物資・災害時必需品：非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じた非常用食糧、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し6か月に1度点検する。

イ 設備等の定期的な点検

(ア) 災害時に施設の屋内外設備や植栽・工作物等が損壊や転倒、飛散が起こらないよう安全対策チェックリストを作成し、年に1回点検する。

(イ) スプリンクラー等の消防用設備について定期に点検を行う。

5 防災訓練等

(1) 防災訓練：災害が起こったときに迅速に行動するために、防災計画やマニュアルに基づき防災訓練を年に2回実施する。防災訓練は、職員の配置が少ない夜間を想定した訓練や災害の種類や規模等を考えた訓練を実施するものとする。

(2) 防災教育の実施：災害が起こったときに、職員があらかじめ定められた役割分担のもと行動できるよう、また臨機応変に行動できるように防災や災害の基礎知識等について研修を実施する。

(3) 防災計画の見直し：防災訓練を実施した結果や防災教育等で培った知識・情報等を踏まえ、随時施設の防災計画の見直しを行う。

第3章 火災への対応

1 火災発生時の対応

(1) 大声で周囲に知らせる。

(2) 現場に急行する際は消火器、マスターキー等を携行する。

(3) 消防通報装置の作動や119番通報する。

2 初期消火

消火器や屋内消火栓設備等を使って初期消火を行う。ただし消火できないと判断したときは、火災となっている部屋の扉を閉めて避難する。

3 避難誘導等

(1) 方法

ア 施設内の設備等を使って火災の発生を知らせ避難誘導を行う。

イ 避難場所を決定し火元から近い人を優先し避難を開始する。

(2) 避難状況等の確認

ア 避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等を確認する。

イ 消防へ「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた利用者」等の情報を提供する。

(3) 負傷者の手当・病院への搬送 利用者が怪我等をしていないか、体調を崩していないか確認し応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

第4章 風水害(大雨・台風等)への対応

1 風水害への対応

(1) 事前の準備

ア 鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険なものは予め倒したり、撤去する。

イ 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。

ウ 浸水の恐れがある建物は、必要に応じて土嚢や止水板を設置する。

エ テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象庁が発表する大雨や台風に関する気象情報を収集する。

2 警戒体制等の確立

(1) 責任者はあらかじめ定めた組織編制に従って体制を確保する。

(2) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い避難の準備を行う。

(3) 施設周辺を見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。風雨が激しい段階では職員の安全に配慮し見回りは控える。

3 避難

(1) 避難の決定 責任者は施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。施設内に避難する場合は、利用可能な器具、備蓄品等を利用して、利用者の安全を確保する。

(2) 避難の実施 あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら再び施設内には戻らない。

(3) 避難状況等の確認

難場所に着いたら避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

(4) 負傷者の手当・病院への搬送 利用者が怪我等をしていないか、体調を崩していないか確認し応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

(5) 家族等への連絡・引継ぎ被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として家族等への引継ぎについて検討する。

(6) 施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

第5章 地震への対応

1 地震発生時の対応

(1) 揺れがおさまるまでは身の安全の確保に努める。

(2) 揺れがおさまったら利用者が安全に避難できるように窓や戸を開け、出口を確保するなど速やかに行動をとる。

(3) 火元の点検やガスの元栓を閉めるなど出火防止のための措置をとる。

(4) 建物や設備の損壊状況を確認し、危険箇所等があれば立ち入らないように指示する。

2 利用者・職員の安否確認等責任者は、その所在を職員に明らかにし利用者の安否確認を行ないながら、利用者の体調等の確認を行なう。

3 体制の確保等

(1) ラジオ・テレビ、インターネット等から正確な情報を入手する。

(2) 責任者はあらかじめ定められた組織編制に従って体制を確保する。

(3) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い避難の準備を行う。

4 避難

(1) 避難の決定責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し避難を決定する。

(2) 避難の実施：あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら再び施設内には戻らない。

(3) 避難状況等の確認

難場所に着いたら避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

(4) 負傷者の手当・病院への搬送：利用者が怪我等をしていないか体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

(5) 家族等への連絡・引継ぎ：被害予想に基づき施設復旧の見通し利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

(6) 施設の再開：施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

附則

1 この計画は2022年9月1日から施行する。